

国境の海で和を求め  
苦闘する「うみんちゅ」  
—上原亀一・八重山漁協組合長に聞く—

北 海 道 大 学

名 誉 教 授 廣 吉 勝 治

(有) 沖繩地域ネットワーク社

代 表 取 締 役 上 原 政 幸

第 573 号  
(第 49 卷 第 9 号)

編 集 一 般 財 団 法 人 東 京 水 産 振 興 会  
発 行

「水産振興」発刊の趣旨

日本漁業は、沿岸、沖合、そして遠洋の漁業といわれるが、われわれは、それぞれが調和のとれた振興があることを期待しておるので、その為には、それぞれの個別的な分析、乃至振興施策の必要性を、痛感するものである。坊間には、あまりにもそれぞれを代表する、いわゆる利益代表的見解が横行しすぎる嫌いがあるのである。われわれは、わが国民経済のなかにおける日本漁業を、近代産業として、より発展振興させることが要請されていると信ずるものである。

ここに、われわれは、日本水産業の個別的な分析の徹底につとめるとともに、その総合的視点からの研究、さらに、世界経済とともに発展振興する方策の樹立に一層精進を加えることを考えたものである。

この様な努力目標にむかつてわれわれの調査研究事業を発足させた次第で冊子の生れた処に、またこれへの奉仕の、ささやかな表われである。

昭和四十二年七月

財団法人 東京水産振興会  
(題字は井野碩哉元会長)

目次

国境の海で和を求め苦闘する「うみんちゅ」  
—上原亀一・八重山漁協組合長に聞く—  
第五七三号

一	はじめに — インタビュー企画の趣旨 —	1
二	基本情報の概要	3
三	「取決め」締結の評価について	4
四	周辺漁場の利用と操業ルール確立の重要性	9
五	沖縄・八重山の漁業の特徴と調整問題	15
六	漁協の動向と再生策	24
七	「漁協学校」は私の財産	29
八	「尖閣問題」から学ぶ	31
九	インタビューを終えて — 著者所感 —	34

時事余聞 編集後記

ひろ 吉 勝 治

略歴

▽財団法人日本総合研究所、水産大学校、東京水産大学(当時)などを経て、一九九五年より北海道大学水産学部教授に着任。二〇一〇年定年退職、現在に至る。水産物安定供給推進機構評議員、NPO法人・水漁機構漁業構造改革総合対策事業中央委員。漁業経済分野などに関する論文・著書多数。

うえ 原 政 幸

略歴

▽沖縄県石垣市生まれ。水産大学校卒業後、水産専門紙入社。同社退職後の一九九六年、商品企画・リサーチ・分析、コンサル、出版の(有)沖縄地域ネットワーク社を設立。沖縄水産ネットワークマガジン『いゆまち』編集発行者。水産・異業種の勉強会の沖縄水産熟手主宰。

# 国境の海で和を求め

苦闘する「うみんちゆ」

―上原亀一・八重山漁協組合長に聞く―

北海道 大学

名誉教授 廣 吉 勝 治

(有) 沖縄地域ネットワーク社

代表取締役 上 原 政 幸

一 はじめに―インタビュ―企画の趣旨―

尖閣の国有化、日中間の緊張関係とトラブル、日台民間漁業取決め（以下、取決め）などをめぐり、沖縄の沿岸漁業者の尖閣周辺水域における操業は非常に厳しい状況に

直面することとなりました。

「取決め」締結は二〇一三年四月一〇日ですが、その適用水域（大半が日本側水域）における操業ルール設定の協議がそれから開始されました。その協議は当該水域におけるマグロ盛漁期である四月～七月に先だって行われ、これまで漁業者を含む協議で二回の双方合意がなされました（二〇一四年一月、二〇一五年三月）。

従来から、東シナ海で操業する漁業者は強行路線をとる政府の思惑や利害関係の交叉の中で翻弄されてきたとあって過言ではありません。しかし、漁業者は利用し続けてきた自らの漁場を取り戻す活動を続ける一方で、国境周辺水域における紛争を避けつつ漁業者同士、協調的な操業秩序の維持を図ろうとしてきた長い歴史に則った努力を展開しています。

今回の取決めをめぐる、政府は影響緩和策や被害対策等を打ち出していますが、漁業者は周辺水域での操業環境が取り戻せているわけではありません。周辺水域において、漁業者―沖縄のうみんちゅーはいかなる影響や困難に直面しているのか、今後の動向はどうなるのか、地域漁業にとっても克服の方向や展望があるのか等に関する情報提供と問題提起がこの企画の趣旨です。これらのことについて、この間、沖縄八重山の漁協組合長（沖縄県漁連会長兼務）として深く関わってこられた上原亀一さんへのインタビューを通して提示していきたいと思えます。

周辺水域において、漁業者―沖縄のうみんちゅーはいかなる影響や困難に直面しているのか、今後の動向はどうなるのか、地域漁業にとっても克服の方向や展望があるのか等に関する情報提供と問題提起がこの企画の趣旨

## 二 基本情報の概要

あらかじめ、上原・八重山漁協組合長にインタビューすることとなった背景について概要を説明します。

一九九六年、わが国は国連海洋法条約を批准したので近隣国・地域との間で排他的経済水域（EEZ）の境界線や漁業操業条件等に関する協議、折衝があらためて必要になりました。政府として外交関係のない台湾とは「公益財団法人交流協会」（日本側）と「亜東関係協会」（台湾側）という民間の交流窓口間での協議が続けられましたが、



上原亀一組合長（沖縄県漁連会長）。  
1984.3 全国漁協学校卒業。1997.7 八重山漁協専務理事、2000.1～同代表理事組合長。2015.6 沖縄県漁連代表理事会長。

台湾側の操業水域の主張等と折り合いがつかず、協議は三年以上頓挫してしました。それが急ぎよ二〇一二年一月に協議が再開となり、翌一三年四月一〇日には取決め締結の運びとなりました。協議の再開に至る間、台湾・中国船の領海侵入や過激な領有権騒動等、さまざまな状況、経緯があったのですが、取決めの中で日台双方が操業する「適用水域」にお

上原・八重山漁協組合長にインタビューすることとなった背景

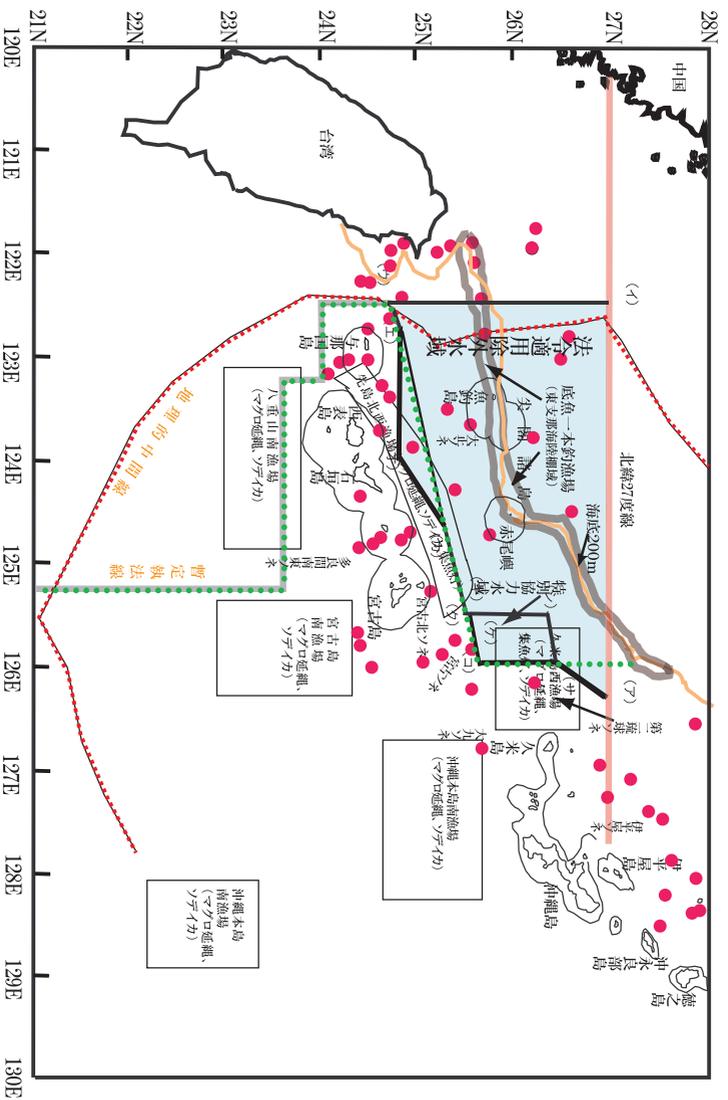
「日台漁業委員会」や非公式の日台漁業者交流の会合、それら重要な協議に上原組合長は当事者側の代表として参画

いて、「特別協力水域」やいわゆる「八重山北方三角水域」等の好漁場（特に四月～七月クロマグロが回遊する）を含め操業秩序もなしで一方的に合意したことに対し、これまで漁具被害や危険操業に直面してきた沖縄の漁業者、そして県内の漁協系統や行政等はこのぞって厳しい抗議、見直しの要請を政府に対してすることとなったのです。政府は漁業被害の緩和や外国船対策等の施策として沖縄漁業基金一〇〇億円を組む予算措置を急ぎよ決めています。トラブル発生の防止や適正な操業ルールを実施させていく取組は正式な「日台漁業委員会」や非公式の日台漁業者交流の会合で毎年詰めていくことになりました。それら重要な協議に上原組合長は当事者側の代表として参画しておられます（「取決め」署名文と最近の操業ルール合意文書は巻末資料として掲載）。

それでは、以下の三章から八章で、上原組合長へのインタビューを記載していきま（す（なお、インタビューは主として上原政幸が担当））。

### 三 「取決め」締結の評価について

——二〇一三年四月に締結された「取決め」は一九九六年（平成八）以来日台双方の窓口で漁業協議が続けられてきたものとされますが、日本側が水域への入漁を拒否してきたので暫く中断状態できたものです。それが二〇一二年秋になって急ぎ協議が



注①「法台適用除外水域」：日台双方が自らの漁業関係法令を相手側に適用しない水域。  
 ②「特別協力水域」：法台適用除外は行わないとしたものの、日台双方の操業を尊重しつつ、操業秩序確立のため最大限の努力が払われる水域。  
 ③「はり本」：尖閣諸島を通る水深200mの海底ライン。は東支那海陸境の線（底魚一本釣り漁場。上原鶴一氏からの聞き取りと沖縄県漁業協会の調査結果）と沖縄県水産試験場『沖縄県の漁具・漁法』（1986）、外務省HP「日台民間漁業取決めの関係水域」（2014年4月）を参考に作成。

図1 日台取決め関係水域と周辺水域の漁場

再開の運びとなりました。「取決め」に対しては漁業者の頭越し協定を批判する厳しい抗議や見直し要望が知事・県議会をはじめ多くの県内市町村、漁協等から上がり、大騒ぎになりました。現場の漁業者はこの取決めをどのように捉えていたのでしょうか。

「中台連携の阻止」という大枠の中で、進展のなかった漁業交渉が動きだし、わずか四〜五カ月で合意。これは明らかに日本側が台湾に譲歩した形であり、漁業者不在の協定

上原亀一氏（以下、上原と略す）…「日台政府の出先である交流協会や亜東協会は基本的に国の出先だよね。そこで海洋法条約批准と二〇〇海里経済水域制定（九六年）をひとつのきっかけとして、中国の圧倒的海洋・漁業進出動向や尖閣をめぐる「保釣」運動が活発となり、日本側・水産庁は台湾の權益主張を伴った漁業協議を拒否してきましたが、日中政府間が冷え込み、尖閣での中国船の海上保安庁船への衝突事件、尖閣の国有化騒動があつて事態は厳しく動き出しました。明らかに「中台連携の阻止」という大枠の中で、進展のなかった漁業交渉が動きだし、わずか四〜五カ月で合意となった。これは明らかに日本側が台湾に譲歩した形であり、漁業者不在の協定です」

「当時の民主党政権の外務大臣は台湾に漁業協議の再開を呼び掛けた。それは平成八年の二〇〇海里制定以来、これまで突っぱねていたことと違う意思表示

#### うみんちゅミニ情報

##### 〔保釣（ほちょう）運動〕

日本が実効支配している尖閣諸島に対し領有権を主張する中国人社会における「領土返還」運動。70年代に華人社会の中で生まれたとされ、中国や台湾のみならず国際的な活動が展開される。時としてはげしい「反日運動」に発展することがある。

だった。この協議再開は、尖閣問題が表面化してから切った最悪のカードだったと思う」

#### 〔頭越し外交と台湾漁業の背景〕

取決めに言う「特別協力水域」や操業ルールのない協定が合意されました。また三角水域のように台湾の「暫定執法線」を越える線引きもなされた。おっしゃるように、これは、日台友好を背景とした中台連携阻止、尖閣問題で台湾に対日共闘のシグナルを送ってくる中国への牽制、に対抗する日本政府のいわば「圧力外交」の戦略の中に漁業者は巻き込まれた？、犠牲となったと見る事実から出発することが重要だと感じますが、ではなぜ日本は漁業水域（日本が主張する地理的・中間線の内側）を譲ることになったと思われませんか。

上原…「台湾の領有権主張の、棚上げ」と引き替えに漁業操業を認めるというもので、それを認めれば中台連携を阻止出来ると日本政府の偉い人たちは、抗議で訪れた私たちに対してはつきりと言っています。だから沖縄の漁業者の頭越しにやりました。まずこの真相を本土の皆さんに理解して欲しいと思います」

「交渉のさなかに台湾は三角水域、特別協力水域周辺は利用頻度が高いということを示す操業実績、痕跡のデータも示してきました。しかし、これまで日本の海上保安庁や水産庁の船に入ったら追われるという事を繰り返していました。二つの水域は台

なぜ日本は漁業水域を譲ることになったか

台湾国内でもマグロの食文化が  
拡がり沖縄近海に延縄船が押し  
寄せ、マグロ漁場の奪い合いに  
拍車をかけている構図がある

湾側もやはりメインなんですよ。これを確保すればあとはもう目をつぶってもよいと台湾側は仕掛けていたと思いますよ。地元沖縄の国会議員が持つてきた最終段階の図を見て驚きました。事前に示されていたら私達は絶対に納得しません。大騒ぎとなりましたがすでにあとの祭りでした」

「台湾の船が北方に向かって膨張するのは背景があります。台湾も中国もかつて魚食消費は限られていた。マグロはほとんど日本へ持って来た。が、今は自国消費が増え漁獲しても足りないという状態となっています。台湾国内でもマグロの食文化が拡がり沖縄近海に延縄船がドーンと押し寄せ、マグロ漁場の奪い合いに拍車をかけている構図があります。もうひとつは、二〇〇海里体制で南の海域や各地から締め出され、行き場を求めた台湾の漁船が尖閣周辺の漁場に集中したことです。昔、台湾の近海のマグロ漁船はそんなに多くなかったはずなんです。しかも、台湾漁船は中国本土やインドネシア等外国人乗組員を中心とする三〇トン、五〇トン規模の延縄船で戦闘能力が高い。一〇〇トン、或いは一〇トン前後の沖縄側は負けますよ。昔は隻数も少なく仲良くやっていましたが、こういう大型船が狭い漁場に一〇〇隻も集結して採算を競ったら資源も操業秩序も維持できないでしょう」

——原則的な立場で取り締まりをしてきたはずの水産庁はいったいどういう役割をしていたのですか。メディアで幾らかの報道はありましたが。

上原…「私共が官邸や農水大臣へ抗議に向いたときは、まず官邸、農水大臣は私達に謝った。国益に関することであるから、あとの責任は官邸でもつ、これで合意せよということだったと。頭越しでやった、可能な限り被害に対する救済はやりませうという話でした。納得はしていませんが、机上の外務省案では八重山南側も台湾主張どおり譲る「共同利用水域」になっていたかも知れませんが。ギリギリのところまで水産庁サイドは抵抗していたようです。ともあれ、中身も決めずに相手に入漁を認めるといふやり方に納得できる訳がありません」

#### 四 周辺漁場の利用と操業ルール確立の重要性

現在は動きだした「取決め」のもとで操業ルールの確立の問題に焦点が移っているのか？

——現在は動きだした「取決め」のもとで操業ルールの確立の問題に焦点が移っているということでしょうか。

上原…「強いられた取決めということですが、取決めはどちらか一方が六カ

##### うみんちゅミニ情報

〔取決めに基づく「適用水域」でのマグロ延縄の操業ルール〕

漁場でのトラブル回避のための日台漁業委員会の主要テーマ。延縄を日本は余裕をもって船間4マイル間隔で潮の流れに乗り、日本船よりも大型の台湾船はより密な1マイル間隔で一律東西軸で延ばす等、双方異なった操業であることが基本的な対立点となっている。これまで、逆三角形になっている八重山北方の三角水域の一部で昼夜交代制を、「特別協力水域」で台湾船の操業方法が認められる南側の一部水域で、一定の時期に日本の小型船操業に配慮する、等の合意がなされた。

台湾が二〇〇三年に「暫定執法線」という独自ラインを引いた頃に、しっかり操業秩序について協議をしておけばここまで喰い込まれることは無かった

月前に終了通告すれば破棄できますが、そうはならないでしょう。また、私たちにしたら、特別協力水域、三角水域を返してくれ」と要望している。法令適用除外で合意しているわけだから、その中でお互いがトラブルを起こさないようなルールですみ分けして操業しましょうというふうにしかならない。じつは、台湾が二〇〇三年に「暫定執法線」という独自ラインを引いたが、この暫定執法線が引かれた頃にしっかり操業秩序について協議をしておけばここまで喰い込まれることは無かったと思う」

——日台漁業協議の問題が表面化する一年前に漁業者交流会を持たれたそうですね。

上原…「台湾全漁連会長の呼びかけで、漁場トラブル防止を目的に、私と与那国漁協組合長で台湾の宜蘭県蘇澳区漁会（漁協）を中心とした漁業者の皆さんと交流会を持ちました。今回は沖繩でということでしたが、日台取決めが出来てオジャンです。じつは、宜蘭県の蘇澳は石垣市と姉妹都市でもう二〇数年来交流があるんです。また与那国町は花蓮市と、宮古島市は基隆市とそれぞれ姉妹都市提携しており、先島（さきしま）は台湾の主要な地域と独自の交流があるのです。私は宜蘭県蘇澳区漁会・陳理事長とも友人として意思疎通を図ってきました。そう言う意味で台湾とは歴史も文化も異なりますが漁場秩序の問題で理解し合えると思っています」

——二つの水域の重要性をふくめ周辺水域の漁場利用の概要をおしえて下さい。古いのですが県水試から『沖繩県の漁具・漁法』や漁場図が出されています（図1参照）。

いま沖繩県のマグロ漁船は島々の南側でトラブルを避け操業している

上原…「まず、大陸棚北から斜面にかけてアジ・サバの中国まき網、トロール関係が操業しています。尖閣諸島周辺から斜面においては沖繩と他県船による深海一本釣り漁場です。マチ類（ハマダイなど）等の高級魚狙いです。台湾主張の暫定執法線から西側、つまり久米島の西方、宮古と石垣と与那国島の北側はマグロ漁船の漁場となっていて台湾船が押し寄せます。たまに与那国の南にも台湾漁船は来ています。いま沖繩県のマグロ漁船は島々の南側でトラブルを避け操業しています。これが現状です」

「マグロ延縄、マグロ集魚灯漁業（七

〜一月）、ソデイカ漁業（二一〜六月）も漁場的にはほぼ同じ海域で漁業をします。集魚灯漁法はピンポイントで操業しますので、縄をかわせば問題ありませんのでそんなにトラブルは起きません。特別協力水域周辺は久米島や本島関係の漁業者、宮崎船等が主に、また三角水域では先島関係の漁業者が主に利用してきた優良漁場で、特に四〜七月の本マグロ

#### うみんちゅミニ情報

##### 〔沖繩3大高級魚〕

南西諸島から沖繩・尖閣諸島における深海域の曾根（瀬、岩礁域）や大陸棚の駆け上がりにおいて一本釣りで漁獲されるフエダイ科のハマダイ（アカマチ）、水深100 m以浅の岩礁域で主にひき縄で漁獲されるハタ科のスジアラ（アカジンミーバイ）、サンゴ礁域で主に潜水器漁業で漁獲されるベラ科のシロクラベラ（マクブ）等をいう。卸売市場で年間平均キロ千円台、2千円台の値が付く高級な刺身商材であるが、過剰漁獲問題が起きやすいとされる。

狙いで延縄や集魚灯漁業の船が多く集まるところですが、台湾側と縄の交差などのトラブルは現実であり、こうした海域へは漁業者は近づかないというのが実態です。以前と比べ出漁漁船の数はめっきり減りました。利用実績が減少することで自分たちの海での優先権が弱まりはしないかと心配して出漁する沖縄側の組合員の姿は見られま  
す」

——マグロ漁業自体も随分変化があったのでしょね（農林統計によると沿岸マグロ延縄を主とする経営体は県内では八〇年代になって増加し、八五年には九〇、二〇〇〇年には一二六と成ってピークとなる。二〇一三年は三三経営体まで減少している）。

上原…「八重山の漁業の場合、私が漁協へ入った頃（八〇年頃）は専業のマグロ漁船は無かった。夏場はカツオ船、冬場に船を遊ばせる訳にはいかなから少しマグロ漁を行うという兼業が多かった。この頃から、本島的那覇地区漁協など大陸棚漁場で一本釣りの組合員が多くマグロ漁に切り替えた。尖閣周辺水域は秋から冬にかけてマグロ（キハダ中心）の通り道である。平成に入って台湾船の延縄も増加する。延縄は五〇キロメートル、六〇キロメートルの幹縄を入れている中で、船間三マイル離れたところに入る船数は限定される。他のマグロ延縄漁船が上にクロスで幹縄を入れられると困る。それも一〜二カ所のクロスだったらまだしも何カ所も交差されると揚げ縄

の作業効率が悪くなります。その上スレて切れる場合もあり、漁具破損、流失の原因ともなります」

「沖縄では昭和五八年からパヤオ漁業が、平成二年からはソデイカの旗流釣りが、そしてこの五〜六年前からマグロ集魚灯漁法（立て縄）が盛行し、転換の動向が見られ、マグロ漁場のすみ分けがあります。しかし、台湾船、他県船もふくめ漁船が増え過ぎ漁場が狭くなった。だからトラブルは起きる。これら漁法はほぼ延縄と漁場はかぶっていますので操業ルールが重要なのです」

マグロ漁場のすみ分けはあるが、台湾船、他県船もふくめ漁船が増え過ぎ漁場が狭くなった。だからトラブルは起きる

#### 〔漁業者間の協議について〕

——日台の操業ルール協議について、昨年と今年、四月の漁期前に二回の合意形成がありました。漁業委員会、それに合わせて開催される漁業者会合についてお聞かせ下さい。

上原…「以前から、台湾漁船との漁具の交差、漁具の盗難などのトラブルがあったので、それを無くそう、そのためのルール作りが必要だという思いはありました。他県からのマグロ船は久米島の西から北の海域で宮崎船等の出漁は多数あります。また本島の東、南の海域には宮崎、熊本、高知などの他府県船の出漁があると聞いていますが、日本全国マグロ漁船の操業ルールが決まっています、例えば、船間二〜三マイル以上開ける、緯度経度を入れ、同じ時間に投縄する、他府県船であろうが融通し合っ

大前提の、沖縄側が譲歩して良いというラインは、台湾側が主張していた暫定執法線が限度だった

て操業するというのが日本の統一ルールなんです。近場は地元漁船、沖合に県外、大型漁船というように暗黙の棲み分けはある。台湾船は、日台漁業取決めの始まる前は台湾の中（蘇澳、東港、高雄）でさえ漁具の交差、投縄の時間などの秩序が無かったようです。今回の日台取決めルール協議の結果、台湾側もこのルールを導入し、その結果、秩序が保たれていると言っています。台湾漁船同士のトラブルがある程度回避できていると聞いています」

「こうした仕組みを日台間でも構築するということです。大前提の、沖縄側が譲歩して良いというラインは、台湾側が主張していた暫定執法線が限度だったんです。今回の取り決めでは大幅に八重山北方海域に、つまりずっと南に適用水域が食い込んできた。沖縄の漁業者にとっては受け入れがたい。沖縄の漁業者が少しでも操業環境をつくれる交渉をしたかったんだが、結果として私たちが意図するところまでは行かなかった。台湾側は石垣北方の三角水域はかけがえない稀少な沖縄の良い漁場と理解しているはずで、一定程度の沖縄漁業者に対する配慮はある。でも、満足できる結果ではないということです」

「沖縄側の漁業者は、当初台湾側が主張する暫定執法線よりも三〇分小さくする、最低でもこのラインで止めるとというのが最大の主張だった。だが、三角のラインと特別協力水域とちよこつとはみ出したところまで、それは政府として譲歩したのでしょうが、それは受け入れがたい。それは今でも沖縄の中小漁業者の漁業権益であり、ま

沖縄の漁業者は石垣北方の三角水域は稀少な良い漁場と理解していて、そこへ喰い込まれたのは納得しがたい

ず私共が操業できる環境を確保すべきだという主張です。元々、日台漁業協議をするまで三角水域では水産庁はラインまで台湾漁船を追い返していたという実態があった。その頃、沖縄の漁業者もその下の海域へ行くと操業できたので、「トラブルは避けたい」「ある程度すみ分けをした方が良い」という意見もあった。「それではそのラインで」という思いもあった。繰り返しますが、図で見ると小さな三角だけ漁場としてみると物凄く稀少で良い漁場で、そこへ喰い込まれたのは納得しがたい。私共は、この三角水域等のマグロ漁場でのルール作りが必要だ、トラブルのない操業環境づくりが必要だという認識は漁業者自身にもあります。が、ただルールを作るのに一二年掛けてお互いの理解の上で合意すべきだと思います。それがなくて取決められたことは正直受け入れ難いのです」

「二〇一五年の漁期が終わったら八月以降再度、日台漁業者間交流会を開催することになっています。ことしの漁を終え、お互いにどうか、漁業者とは膝突き合わせ会合を開きたいものです」

## 五 沖縄・八重山の漁業の特徴と調整問題

——沖縄県の漁業は言うに及ばずユニークですが、最新の農林統計によると、二〇一三年の海面漁業生産金額は一〇一億円、養殖業生産金額は七〇億円でした。海

面漁業の内訳ではマグロ類が六一億円、カジキ類四億円、イカ類一五億円、その他魚類（底魚関係）一四億円でした。養殖業の内訳ではクルマエビ二三億円、モズク類二一億円でした。漁船漁業ではマグロの生産が圧倒しています。情報によれば、沖縄県は生鮮マグロの生産では全国3位の位置づけとか（沖縄タイムス・二〇一四・六・四、但しビンナガを除く）。

また、沖縄（那覇）はアジアのハブ空港としての機能が高まっており、今後漁業振興への影響も受けとめていく方向が出てくると地域漁業の条件確保の声があがっているのは当然だと思われまます。

上原…「マグロの依存度が高いですから、どうしても漁場確保の関心が高まります。しかも、述べたように、マグロはパヤオ漁業、集魚灯漁法というかたちで新たな沿岸の漁法開拓があつた。また、延縄でも漁船規模的に台湾や本土よりも小さいですから、どうしても操業の調整・ルールが必要だと思ひます」

#### 〔取決め水域における漁場利用〕

——先頃、沖縄県と県漁連実施による、二〇一五年四～七月における適用水域操業実態調査について、漁期あけの八月十一日開催「沖縄県日台・日中漁業問題対策等漁業者協議会」の場で報告がありました。これによると、マグロ盛漁期における沖縄県漁業者の操業実態は、漁場のトラブルを懸念して相当に自粛した利用となつたことが

相当に自粛した利用実態

明らかでした。最近の漁業センサス結果等をふくめた県内マグロ漁業の操業については、近海マグロ延縄が四〇～五〇隻、沿岸マグロ延縄が約五〇隻、集魚灯漁法をする漁船が約一〇〇隻位かと。また「沖縄県日台・日中漁業問題対策等漁業者協議会事前調査」（アンケート）では組合長は県外船をふくめた地元船同士の調整の必要性を述べておられます。

上原…「八重山ではトラブルを避けて島の南に下がって操業した漁船が多いと思ひます。また八重山漁協の場合、一〇トン前後のミニ船で四～五日で帰港しますが、台湾や本土船は二週間も同じ漁場に居付きずっと操業することがある。日本漁船同士でも八重山漁協の漁船と他地区の漁船とのトラブルがある訳ですよ。

水産庁の取締船が三角水域で操業する台湾船を追つ払つたら直ぐに沖縄本島のマグロ延縄漁船や宮崎県のマグロ延縄漁船がやって来る。八重山の海は「いま空いているぞ、急げ」と情報はすぐに皆に伝わるわけ。台湾の場合だとマグロ延縄漁船だけの対応を考えれば良

八重山ではトラブルを避けて島の南に下がって操業した漁船が多い

#### うみんちゅミニ情報

##### 〔マグロ集魚灯漁法〕

周辺水域がマグロの通り道であるところから、沖縄のマグロ漁業は延縄、パヤオ（浮魚礁）、ひき縄、集魚灯漁法等様々なものが展開している。集魚灯漁法は、集魚灯（5kw以下に制限）を点灯し、道糸の先端部分に撒餌を包んだ小型パラシュートを結わえた重さ数キロの石（沈子）を立て縄（40～70m）に巻きつけ投下する漁法で、そこで蟄集した小魚に付いたマグロを釣獲するもの。手釣りで経費があまりかからず釣獲が良いことから5～6年前から人気漁法として全県的に広がりマグロの重要漁法となった。

いだけでなく、国内の場合だとマグロ延縄と集魚灯漁法とソデイカ漁業とで漁場はかぶっているので県外船も含めたトラブル回避のルール策定が必要です。

——集魚灯漁法は自由漁業ですね。

上原…「そうです。自由漁業。ソデイカ漁業も自由漁業ですよ。集魚灯、ソデイカ漁業、マグロ延縄漁業ともそれぞれの漁業ごとにルールは存在します。しかし、業種間のルールは存在しません。放置すればトラブルの原因となりコトは大きくなって行きます。

——組合長は海区漁業調整委員会の委員でもありますが、国内漁業者間、県内漁業者間のルール策定について海区で議論したことはありませんか。

マグロ延縄漁業、集魚灯、ソデイカ漁業と実際に漁業者が問題に遭遇している

上原…「まだ議論したことはありません。うちの組合の場合、マグロ延縄漁業、集魚灯、ソデイカ漁業と実際に漁業者が問題に遭遇しています。また、集魚灯漁法の本場とされる離島のK漁協の場合も集魚灯漁法とパヤオ漁業とのトラブルが発生しています。集魚灯だけが野放しで規制も何もない。やりたい人は全員やれるという状態です。先に述べたようにマグロ延縄漁船はパヤオ漁業によって沖へ出され、ソデイカ漁によって沖へ出された。ソデイカ漁と集魚灯漁法はほぼ同じ時期ですが、その調整が何もない。利用のルールが。全部の業種の調整をしないとお互いにまずいと認識して

います。私自身マグロ延縄漁業はやったことありませんが、台湾との問題が出てしまったらちゅうマグロ操業の勉強をさせられてきました」

### 〔八重山の漁業の多様性〕

——八重山の漁業について伺います。すべてを系統的に伺う余裕はありませんので特徴的なところを。参考までに漁業センサスから経営体の主な着業種の動向(表1)と八重山漁協の資料から漁業別取扱金額構成のデータを参考にさせてもらいます。

平成二五年度水揚げ金額でみると一位がマグロ延縄漁業で三四%、二位が一本釣り漁業、三位が潜水器漁業

上原…「近年、年間五億円前後の実績があります。平成二五年度水揚げ金額でみると一位がマグロ延縄漁業で三四%、二位が一本釣り漁業、三位が潜水器漁業、四位が網漁、五位が集魚灯漁業、六位が養殖、七位がカツオ一本釣り漁業、八位が曳き縄漁業となっています(図2参照)。魚種別水揚げですとマグロ類は少なくとも四〇%になります」

「平成一〇年に小魚も含め、八重山漁協で地元セリを導入しまして、そのすぐ後に漁協の再建整理をした時に調べてみましたが、八重山漁協の取扱高は沖縄県全体の一割強のシェアだという事が分りました。こんな小さな島なのに、県産水産物の一割強を担っていることが分かり感慨深いものがありました」

——一本釣りの割合も比較的高いですね。

上原…「二〇年くらいのスパンで見ると深海・瀬物一本釣り漁業に後継者が育って

—— 一本釣り漁場の資源管理も重要ですね。  
 上原…「以前、沖ノ中ノソネの禁漁期間中に台湾漁船が入り込む事件もありました  
 が、この瀬物資源の保護・管理は重要な課題です。クチナジ（イソフエキ）やマチ  
 類の資源保護、ソネの保護区域設定等を、与那国漁協さんと共に実施してきました。  
 またソデイカ漁業の自主規制など他地区の漁協に先駆けて取り組む等、資源保護・管

いない。パヤオに移行する漁業者が増えて  
 います。最も大きいのは資源減少。それに  
 加え、以前と比べ一本釣り漁で獲れる高級  
 魚の値段が出なくなっています。しかし、  
 那覇の沖縄県漁連泊市場の瀬物の六〇七  
 割は八重山漁協から出荷された魚です。泊  
 市場は八重山からの魚が止まったら瀬物  
 魚のほとんどが無くなる。六〇七割を占め  
 るということは県漁連の経済事業への貢  
 献は無論ですが、県都・那覇市はもちろん  
 のこと周辺都市部等の消費地市場への水産物の供給を担っていると見られ、役割は大  
 きい」

**うみんちゅミニ情報**  
**〔泊（とまり）市場〕**  
 那覇市泊港地区にある水産物地方卸  
 売市場。開設者兼卸売業者として沖縄  
 県漁連など2つの生産者団体が運営す  
 る消費地市場であるが、八重山ほか県  
 内外の漁船や産地からの直接水揚げ、  
 搬入等あり産地機能を兼ねたユニーク  
 な卸売市場。マグロ類や高級な底魚の  
 取扱が多い。売場約2800㎡、取扱高  
 は約53億円（2013年）。那覇市のみ  
 ならず周辺都市への水産物の集散地と  
 なっている。

表1 営んだ漁業種類別経営体数・漁業就業者数（石垣市）

	2003	2008	2013
漁業経営体数(実数)	289	228	203
その他の刺網	13	7	10
小型定置網	9	7	4
その他の網漁業	14	17	7
沿岸まぐる延縄	11	9	12
沿岸いか釣り	20	4	17
ひき縄	39	38	31
その他の釣り	96	67	55
潜水器	65	65	58
採貝・採藻	17	9	17
その他の漁業	57	21	37
その他の魚類養殖	15	17	14
その他の海藻養殖	9	25	14
漁業就業者数(自営のみ)	322	229	213

注：営んだ漁業種類別経営体数＝実漁業経営体が少しでも営めばカウントされる。主な漁業種類について見たもの。

資料：漁業センサス

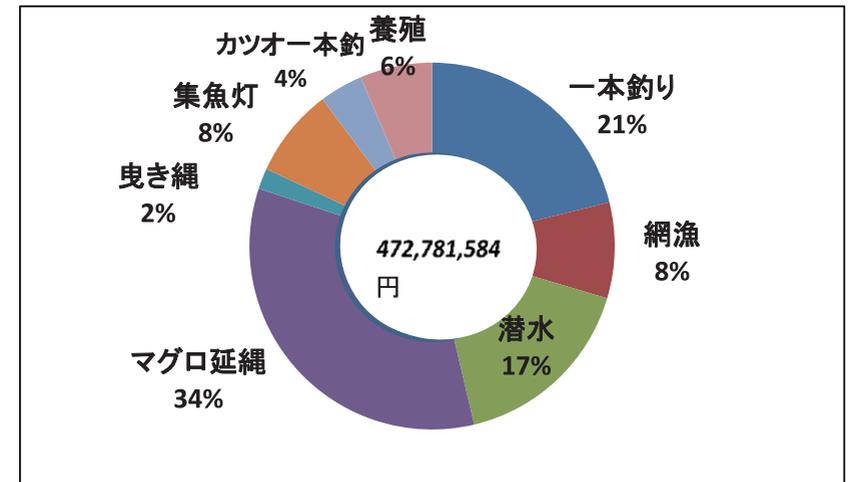


図2 平成25年度八重山漁協漁業種類別取扱高構成（円）  
 資料：八重山漁協の資料を基に作成

理についてはリードしている方だと自負しています」

——マグロ漁業についても変化がおおきいですね。平成の初頭からバブル経済期に延縄が一本釣りからのシフトで増加しますが、設備更新できずにリタイヤーする経営体が続出し、沿岸マグロ延縄でも勢力はピーク時の一〇二割に縮減しています。

上原…「マグロ延縄は地元船・ミニ船も同じです。そして今、集魚灯漁法の釣果がいいということで一気に増えている。八重山は一〇隻くらいですが、糸満漁協、久米島漁協、知念漁協、与那原・西原町漁協など全体で一〇〇隻を上回る数の集魚灯漁法を行う漁船が久米島西の漁場に集結している。延縄と集魚灯漁法とソデイカ漁業との県内での調整もまだ進んでない。こんなことで外国の漁船と渡り合えるかというのが本音ですよ」

——八重山の漁業は多様性が特徴であると伺いましたが。どのような状況なのか。

上原…「集魚灯漁法を行う漁業者はパヤオ漁業へもシフトする。集魚灯つて闇夜しかできない。月の半分(月夜間)は集魚灯は使えない。月夜に電気焚いても魚は絶対に集まらないからね。また、集魚灯漁業の漁業者はパヤオ漁業もやるし時期的にはソデイカ漁業もやる。集魚灯だけを行うというのではない。ここでは、集魚灯漁船は

パヤオから距離を開けて操業しなさいというルールがあります。ソデイカ漁業が普及したのは平成二年から。それ以前はパヤオ設置海域までしか小型の船は出て行きませんでした」

——延縄漁業とのバランスをとるのは難しいでしょうね。

上原…「マグロ延縄漁船はパヤオ漁業が出てくるまでは漁場を自由に使えました。しかし、パヤオ漁業が出現すると漁場を沖合に追いや

られました。そしてさらにソデイカ漁業が出現しマグロ延縄漁船の漁場に影響が出るようになりました。その当時、私はソデイカ漁師をしていて、組合のマグロ延縄の船長から「お前らはウジ虫だ」と言われたことがありましたよ」

「先ほど触れましたが、昭和五八年にパヤオ漁業が沖縄に導入され、急速に普及拡大して行きました。するとマグロ延縄漁業者が「自分たちの操業の邪魔になる」とパヤオ漁業者に対し文句を言いました。「もうこれ以上沖へ出してくれるな」と言ってきたんです。マグロ延縄漁業者からすれば、パヤオ漁業が自分たちの漁場へ進出し、その後にソデイカ漁業が、そしてさらに集魚灯漁業がやって来たわけです。延縄は次

#### うみんちゅミニ情報

〔ソネ(曾根)〕

曾根・瀬と呼ばれる深海底の岩礁域や海嶺において餌が豊富で有用な底魚資源が集まりやすいところ。水深数百メートルから大陸棚への駆け上がりにおいて形成され、特に価値の高い底魚が付けられ、深海一本釣りの有力漁場として保全のための措置がとられたりすることがある。南西諸島、尖閣周辺水域には曾根漁場が少なくない。

漁業種類の盛衰と漁場の変化、そして新たな調整の必要性。この二〇数年に起きている

第に漁場を追いやられることになったわけ。漁業種類の盛衰と漁場の変化、そして新たな調整の必要性。この二〇数年に起きていることなんです」

## 六 漁協の動向と再生策

### 〔厳しい漁協経営〕

――まず、八重山漁協の組合員動向についてお伺いします。

上原…「二〇年前の平成五年組合員数は五八七人（正組合員四七七人、准組合員一一〇人）いましたが、その後正組合員の減少が続く、平成二三年に二九三人（正組合員一九五人、准組合員九八人）まで落ち込みましたが、翌平成二四年から二年連続増加しています。平成二六年三月末現在、正組合員は二四一人となりました。二四年には正組合員で前年と比べ新たに増加五〇人、減少一六人で差し引きプラス三四人、翌二五年度は正組合員で前年対比増加一八人、減少六人、差し引きプラス二二人です。まだ、様子を見ないと傾向は判断できないでしょうが、現時点で減少していた正組合員数が底を打つたと見ることができません」

――今度、詳しく検証させて頂きたい話ではないでしょうか。組合は再建中というかがいました。経過、状況、再建のエピソードなどについて教えてください。

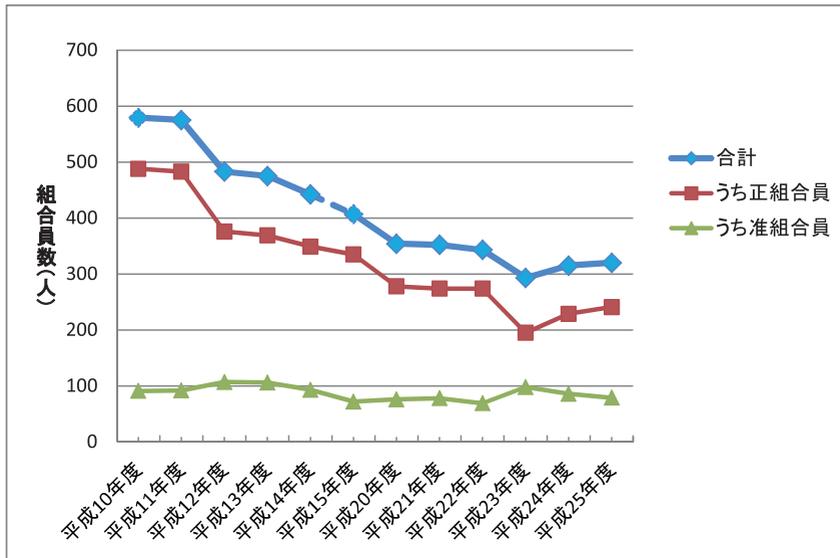


図3 八重山漁協組合員数の推移  
※資料：八重山漁協、石垣市

表2 八重山漁協の経営状況の概要

(単位:千円)

区分	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
販売事業取扱高	1,718,258	1,379,309	1,008,897	773,855	699,096	661,742	712,254	793,010	666,186
販売事業総利益	125,938	73,874	60,764	58,319	41,932	21,726	35,322	59,570	45,847
事業総利益	380,015	109,899	11,710	100,892	79,515	59,470	71,477	97,498	78,381
事業管理費	246,941	196,682	13,672	99,206	97,468	92,699	88,985	93,666	92,263

資料:八重山漁協

上原…「平成二五年三月末時点で一億二七一九万円の繰越損失金が依然としてあります。漁協の事業収益の大部分を占めてきた販売事業の落ち込みが、マグロの不漁やモズク養殖の不作が重なり非常に大きいです。販売事業取扱高は平成五年当時、約一七億二〇〇万円ありました。それが再建整理団体となった直後・平成一五年になると約一〇億一〇〇〇万円に激減しました。その後も減少が続く二五年約六億六六〇〇万円と落ち込みを見せています。平成五年当時の販売事業取扱実績と現在を比べると約一〇億五四〇〇万円も減少しています。販売事業総利益については平成五年約一億二六〇〇万円あったものが、平成一〇年約七四〇〇万円、平成一五年約六一〇〇万円、平成二二年約二二〇〇万円と最も落ち込み、その後やや回復し平成二五年約四六〇〇万円となっています。最大の稼ぎ頭の販売事業取扱高、販売事業総利益の落ち込みが激しく、リストラをしても事業総利益で管理費がまかなえない構造が続いており、再建計画達成にブレーキを掛ける要因となっています」

「八重山漁協は漁船漁業が盛んな漁協ですが、漁船漁業取扱高の落ち込みが漁協経営を直撃しています。従来の漁船漁業にのみ極端に頼っているのは経営的に不安定だということが改めて理解できます」

#### 〔地域漁業再建策の目玉〕

——— 今後は新たな事業を導入するとか、新たな収益部門を作らないといけないとい

うことでしょうか。

上原…「その通りです。漁協事業の失敗から学び、新たな大型定置網、陸上魚類養殖業の導入を計画しています。また、並行して現在行っている漁業を分散し、過剰な漁獲圧力を減らし資源保全に努めたいと考えています」

「まず、モズクなどの水産加工施設の新設があります（同施設の落成式は二〇一五年七月一日であった）。モズク洗浄・選別ラインや塩蔵タンクなどが配置され、これまでほとんど手作業だったものが非常に合理化し、衛生的にも格段に向上します。収穫したモズクを漁船からクレーンで加工施設へダイレクトに搬入し、計量、洗浄、脱水、選別、塩漬け、貯蔵といった一連の作業を自動化します。この加工施設にはモズク加工の他にもソーデイカ加工のライン、マグロ加工を行う施設も配置しています。総工費は四億五〇〇〇万円で、国が三分の二、県と石垣市がそれぞれ六分の一を補助して建設します。これで、今後、下部組織の利用なども活発になり、六次産業化の展開も期待できます」

——— 先ほど、大型定置網、陸上魚類養殖のことを話されましたが、これらの振興策について教えていただけませんか。

上原…「大型定置網の導入について。マグロ延縄漁業、一本釣り漁業などの餌は域外から相当な量を購入しています。自分たちで使う餌を地元で漁獲し、組合員へ廉価

漁協事業の失敗から学び、新たな大型定置網、陸上魚類養殖業の導入を計画

で渡せば、組合員の漁業所得も増大するし、組合経営にもプラスになると考えています。年間どれだけの量の餌が必要かということは購買事業取扱実績で分かっていますからね。新たな雇用も生まれます。それから加工に回せる魚種と分量が確保されるなら当然、加工も考えられますね。何でも漁協事業として困り込みするのではなく、市内の加工業者とも連携できれば良いでしょうね。もちろん、女性部の皆さんとも連携したい」

「陸上養殖は台湾、香港、中国などで需要のある高級魚・スジアラ（ハタ科）を養殖するための施設です。石垣港内の新港地区に建設を計画しています。石垣市が水産総合研究センター石垣出張所に陸

スジアラの陸上養殖のメリットは何と言っても計画生産でき、高値が期待でき、大きな需要が見込まれるマーケットとの距離が近いこと

上養殖実証試験調査をお願いすることになっており、この調査は県とも連絡調整に入っている。スジアラの陸上養殖のメリットは何と言っても計画生産でき、高値が期待でき、大きな需要が見込まれるマーケットとの距離が近いこと。活魚輸送ですから、移動時間の問題は大きいでしょう。既に、水産

#### うみんちゅミニ情報

〔沖縄県民はマグロ好き〕

このことは総務省「家計調査」（二人以上世帯；2014年）によっても立証されます。世帯の1人当たり年間購入量は全国平均の1.2倍、九州地域の4.1倍、関西以西の主要都市別で那覇市のそれは年間1011グラムでナンバーワン、鮮魚消費に占める割合は17%を占めます（全国平均では9%、東京都でも13%）。マグロをブロック状態で店頭に並べる小売店も少なくありません。マグロ生産の高さを背景に、刺身は無論ですが天ぷらやマグロカツ等沖縄独特のマグロ消費が展開しています。

総合研究センターでふ化したスジアラ稚魚が大洋エアンドエフにわたり、フィリピンで養殖され、香港市場へ出荷されています。その動向も注視したいと思います」

「これらの事業は波及効果もあり、販売事業の落ち込みを補填し漁協経営、漁業経営を改善させる切り札として果敢な取組である所以がよく分かりました。

## 七 「漁協学校」は私の財産

「組合長は全国漁業協同組合学校の同窓生だそうですね。学校に伺ってみましたら、昭和五八年度・四四期生、六四名の卒業生がいらつしゃいました。

上原…「そうです。奥さんも一緒に出席するというような、同窓会をやっていますよ。卒業アルバムも自作で作った記憶がある。北海道から沖縄まで全国の仲間たちが居ますから、私にとって物凄い財産です」

「八重山漁協への職員として採用されたのは何年ですか。

上原…「私は昭和五五年に沖縄県立八重山商工高等学校を卒業して一年弱上京していました。翌五六年八重山漁協へ就職したんです。そして、五八年四月から五九年三月まで組合学校で学びましたが、平成五年一月には漁協を退職して漁師になりました。

漁業は棒受網、パヤオ、一本釣り、ソデイカ、遊漁案内と何でもやりました。地元では珍しい試みだった棒受網は名蔵湾でミジュン（ミズン）、ムロアジ等でよく獲れました。私と父、兄の三人、それと他の漁業者三人の計六人。初めの頃は儲かりましたよ。が、やがて潮が変わって獲れなくなりました。現在、この漁法は宮古で二経営体あるようです。遊漁案内船は今では珍しくないけれどトイレ付きの新造船を造りましたよ。観光漁業のハシリで、それも行けるなと思っていました」

——絵に描いたような複合経営でしたね。それでまた漁協に戻ることになった？

上原…「平成七年五月に漁協の監事に、平成九年七月に漁協の専務に就任しました。私の中ではこんなに早く漁協に戻るつもりはありませんでしたね」

——そして平成一二年一月に組合長に選ばれ（平成一二年六月に再任）以後、現在まで六期組合長を務めておられます。組合再建のため登板することになったのですね。

上原…「そうです。一番の仕事は組合の再建でした」

## 八 「尖閣問題」から学ぶ

〔分かち合える仕組みづくりが大切〕

「台湾との歴史をどう捉えるか」  
——今回の組合長との会話の中でよくお話しすることとして、「台湾との歴史をどう捉えるかだと思ふ」という言い方をされました。その真意は？

上原…「台湾は長いあいだ日本の統治下にあり、台湾に漁業を持ち込んで普及させたのも日本だったんでしょう。一体となって尖閣の海を利用してきたのです。台湾でも領海三海里、今は一二海里となり、そして二〇〇海里問題が起こった。沖縄が本土復帰するまでは尖閣周辺海域で台湾漁船も一緒に操業していたんだから。そういう歴史を土台に台湾側は言っているのではないのでしょうか。そういう意味から言うと、台湾側の「自分たちがここで漁業をしてきたんだ」という主張も無視は出来んよね。その後統治が終わり、国が別になったものの、海はつながっており、この海で彼らは生活しているのだから、彼らの主張をまったく無視するわけにはいかんです」

——排外的な囲い込みの立場で接することは出来ない。

上原…「そうです。漁業勢力の強い中国に対しても私共はいま尖閣で痛めつけられている訳ではない。度はずれた圧力外交の立場で接することも慎まなければならぬ」

と思う」

〔情報とデータなき日本〕

——台湾側は漁業省管理下でこの海域に入漁する船を許可する際、VMS（船位測定送信システム）導入を全船に義務付けし、水域での操業実態データをもっていると思います。日本側は自らの操業情報のデータをもたない方針なのでしょうか。船舶衛星電話を利用した位置情報のやり取りや集中システムもあり得ると思います。

上原…「いつ、誰が、どこで操業しているか、安全安心な操業を確保するには位置情報は大事です。向こうはいついづどの漁船がどの海域で操業しているというデータを持っています。ただし、現在は水揚げデータまでは出していません。今後交渉を進める上で日本もそのような位置情報、操業情報のデータを持つべきだと私は思います。日本の方が遅れている。沖縄県漁業振興基金の一〇〇億円基金で対応することも必要です」

〔特別な調査研究の重要性〕

——今回の件を踏まえて、台湾側の漁業や漁場利用を調査研究するというような専門部署を沖縄側に設置するという考えはありますか。私共は台湾の漁業経営のこと、漁業生産や流通・消費実態を正確に知りません。取決めのルールにも係わる戦略的な

立場からの調査研究が必要なのかなと考えますが。

台湾側の漁業や漁場利用を調査研究するというような専門部署を沖縄側に設置するという事を検討する価値がある

上原…「それは検討する価値があるのではないかと思う。例えば、日本には後継者問題、操業環境問題があるが、同様な問題が台湾にも発生するという声もある。今後、五年、一〇年後には漁業者、主体的勢力はどうなるか、彼らのことを知らなすぎです」

「同じように、現在尖閣水域における諸資源の評価、それに基づく漁獲割り当てなどは一切話し合われていないんです。資源量に見合った操業隻数の制限なり、漁獲量の制限なりという部分が必要だと思えます。損をした私たちからすると何とか漁場を取り戻して操業する海域を増やしたいということだけしか今やっていない。これから、こうした方向に向けた水域全体の漁業管理を射程においた検討が必要だと思えます。そのための特別の調査研究が、上記の社会経済的研究と併せ仕組まれていくべきだと思います」

——長いあいだお付き合いを頂きましてありがとうございます。

（インタビューは以上）

## 九 インタビューを終えて―著者所感―

▼本企画のあいさつを兼ねた上原亀一氏との打ち合わせは昨年（二〇一四年）二月初め、那覇市内のホテルでした。その後、八重山漁協に出向き上原組合長へ初回のインタビューを行ったのが昨年一〇月一六、一七の両日。その後、日台漁業委員会の開催が流動化し、今年三月七日の委員会での適用水域操業ルールの取り決め結果を踏まえて、六月と八月に上原組合長へまどめのインタビューをしました。一連の日台漁業交渉「日本側大幅譲歩」は政府によって漁民の頭越しに、八重山・沖縄県の優良漁場を明け渡すという結果になりました。法令適用除外水域、特別協力水域、三角水域は、いずれも沖縄県のマグロ延縄漁船、集魚灯漁船、ソデイカ漁船、マチ類を狙う底魚一本釣り漁船が高度に利用している漁場です。優良漁場であるだけに宮崎、鹿児島、高知はじめ全国からも入漁していますが、他県船を含めて資源保護のための操業規制、ルール作りもままならない中での「大幅譲歩」でした。上原組合長は今回の日台の協議は、「適用水域での漁業秩序の議論が最優先され、操業ルール作りに終始している。海洋生物資源量の評価、保存、合理的な利用についてはまったく話し合われていない」と指摘しています。国際自然保護連合（IUCN）は昨年、太平洋クロマグロを絶滅危惧種（絶滅危惧二類）に指定しました。法令適用水域と周辺を回遊するクロマグロ

資源についての生態面・資源量面の科学的で精緻な調査を日台共同で実施する必要があるのではないでしょうか。資源の評価を行い、そのうえで安定的に永続して操業ができる漁獲枠を決める。資源保護の観点から言えば、資源量の評価が先で利用はその後。沖縄県漁民の頭越しの日台漁業取り決めの過程もそうだが、クロマグロ漁獲についても順序が逆転しています。 （上原政幸）

▼かめさん（ここでは、そう呼ばせて下さい）は八重山漁協の組合長ですが、私共が断続的にお会いしてきた昨年からの取材の中で沖縄県漁連の会長に選ばれました。漁協の再建に奔走する傍ら全県のうみんちゅと系統のリーダーとしてかめさんはますます多忙になってしまいました。本土では、尖閣の問題について領有権騒動や政治家の圧力外交をめぐるメディアの情報が一方的に流されていると感じます。沖縄では米軍による漁場制限水域がいかに広大なことか、うみんちゅが今回の日台取決めでさらに犠牲を強いられることとなった事など（しかも尖閣諸島である大正島と久場島水域は一九七二年から日米地位協定に基づく射爆場であり制限地域です）、ほとんど知る由もない。豊かな海を目の前にしながら、うみんちゅには辺野古の問題をふくめ、失望感が広がることばかりです。これは補償や見舞金の問題ではない、漁業者の尊厳にかかわる問題です。この取材で沖縄のうみんちゅの置かれている状況を何分の一かでも伝えたいと思い、「日台」で苦境に立たされている多くの仲間の代表者であるかめさんに多忙な公務の合間を縫って幾度もお付き合い頂きました。台湾の漁業者にたいし

公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の  
漁業秩序の構築に関する取決め

公益財団法人交流協会と亜東関係協会（以下「両協会」という。）は、1972年12月26日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」第3項に関連し、次の項目について、それぞれ必要な関係当局の同意が得られるよう相互に協力することを合意した。

第1条

この取決めは、東シナ海における平和及び安定を維持し、友好及び互恵協力を推進し、排他的経済水域の海洋生物資源の保存及び合理的な利用並びに操業秩序の維持を図ることを目的とする。

第2条

(1) 東シナ海の北緯27度以南の水域は海洋生物資源の保存及び合理的な利用並びに操業秩序の維持を図るための具体的措置を早急に講ずる必要性を有する水域であるとの共通の認識の下、この取決めは、次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線によって囲まれる排他的経済水域（以下「取決め適用水域」という。）に適用する。

- (ア) 北緯27度、東経126度20分
- (イ) 北緯27度、東経122度30分
- (ウ) 北緯24度46分、東経122度30分
- (エ) 北緯24度49分37秒、東経122度44分
- (オ) 北緯24度50分、東経124度
- (カ) 北緯25度19分、東経124度40分
- (キ) 北緯25度29分45秒、東経125度20分
- (ク) 北緯25度30分、東経125度30分
- (ケ) 北緯25度32分17秒、東経125度30分
- (コ) 北緯25度40分、東経126度
- (サ) 北緯26度30分、東経126度
- (シ) 北緯27度、東経126度20分

(2) 取決め適用水域のうち、次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線によって囲まれる水域は、漁業実態が複雑であり、海洋生物資源の保存及び合理的な利用並びに操業秩序の維持が特に求められることに鑑み、特別協力水域と定める。

- (ア) 北緯26度30分、東経126度
- (イ) 北緯26度20分、東経125度30分
- (ウ) 北緯25度32分17秒、東経125度30分

ては、互いに利用し合ってきた歴史を共有する者同士として、排他的な姿勢では何も解決しないという思慮に驚きと共感を覚えました。日台問題を契機に、日台間のみならず県内や県外の漁業者を含めた漁業管理・資源管理の観点からの漁場利用のルール確立の問題提起、組合や漁連の活性化のための具体策などを伺って、沖縄の漁業には課題は山積ですが、かめさんの中にはすでにいろいろな方策や処方箋があるやに感じさせられました。闘いは厳しいですが、頼もしい存在です。

（廣吉勝治）

(3) 委員会は、次の事項について討議し、その結果を議事録として記録する。両協会は、委員会の議事録をそれぞれの関係当局に通報し、その内容が実施されるために必要な措置をとるようそれぞれ関係当局に要請する。

(ア) 取決め適用水域における海洋生物資源の維持が過度の開発によって脅かされないことを確保するための協力関係に関する事項

(イ) 取決め適用水域における漁船の航行及び操業の安全を確保するための協力に関する事項

(ウ) 漁業分野での協力に関するその他の事項

(4) 両協会それぞれの代表又はその代理は、会議を招集し、必要な専門知識を有する関係機関の代表者を特別委員として招請することができる。

(5) 委員会は、原則として毎年一回、東京と台北で交互に会合する。両協会が必要と認める場合には、臨時に会合することができる。

(6) 委員会は、必要に応じ、漁業関連民間団体との間で共同会合を開催することができる。

(7) 委員会の全ての決定は、出席する委員全員の合意により行う。

#### 第4条

この取決めのいかなる事項又はその実施のための措置も、双方の権限のある当局の海洋法に関する諸問題についての立場に影響を与えるものとみなしてはならない。

#### 第5条

この取決めは、署名日から効力を有する。ただし、いずれか一方の協会が6箇月前にこの取決めの効力を終了させる意思を他方の協会に書面により通報することにより、この取決めを終了させる場合にはこの限りではない。

この取決めは、ひとしく正文である日本語及び中国語により各2部作成し、両協会の代表は以上の証拠として、2013年4月10日に台北において、これに署名した。

公益財団法人交流協会代表  
大橋光夫

亜東関係協会代表  
廖了以

(エ) 北緯25度40分、東経126度

(オ) 北緯26度30分、東経126度

(3) 両協会は、以下の原則を踏まえて、特別協力水域における海洋生物資源の保存及び合理的な利用並びに操業秩序が維持されることを可能な限り支援するようそれぞれの関係当局に要請する。

(ア) 日本及び台湾（以下「双方」という。）の漁業者による友好と互恵協力に基づく操業が最大限尊重される。

(イ) 双方の漁業者間で問題が生じないような漁業環境の実現に向けて最大限の努力が払われる。

(ウ) 特別協力水域における操業に関する具体的な事項については、この取決めの第3条に基づいて設置する日台漁業委員会において協議される。

(4) 両協会は、双方が海洋生物資源の維持が過度の開発によって脅かされないことを確保するため協力関係にあることを前提として、この取決めの適用水域のうち、次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線によって囲まれる水域において日台双方の漁業者に対して自らの漁業に関する関連法令が相手側に適用されないようにするため、双方における法的措置がこの取決めの署名から30日以内に講じられるよう、それぞれの関係当局に要請する。

(ア) 北緯27度、東経126度20分

(イ) 北緯27度、東経122度30分

(ウ) 北緯24度46分、東経122度30分

(エ) 北緯24度49分37秒、東経122度44分

(オ) 北緯24度50分、東経124度

(カ) 北緯25度19分、東経124度40分

(キ) 北緯25度29分45秒、東経125度20分

(ク) 北緯25度30分、東経125度30分

(ケ) 北緯26度20分、東経125度30分

(コ) 北緯26度30分、東経126度

(サ) 北緯27度、東経126度20分

(5) 両協会は、海洋生物資源の保存及び合理的な利用並びに操業秩序の維持を図るとの趣旨に照らして双方が関心を有する水域について、友好と互恵協力に基づき、引き続き協議する。

#### 第3条

(1) 両協会は、この取決めの目的を達成するため、日台漁業委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員会は、両協会それぞれの代表又はその代理を含むそれぞれ二人の委員で構成する。

において、小型沿岸漁業者（はえ縄）の操業に関し特別な配慮が必要となることを認識し、沖縄の沿岸小型漁船の操業が実施される見通しとなった場合には、その具体的な方法につき協議する。

- ③ 漁具の流出による様々な課題を検討するため、双方は、次回の日台漁業委員会までに、関係当局を含めた会議を開催する。
  - ④ 取決め適用水域におけるマグロの資源管理について、双方が協力して努力する。
- (4) 8月から翌年3月までの間、はえ縄漁船は、投縄する前に、その水域において、仮に小型漁船が操業中であることを発見した場合、適切な船間距離を確保し、可能な限り小型漁船の操業に支障が出ないように配慮を行う。

## II. トラブルが起きた場合の円滑な解決に関するルール

上記 I のルールの下で操業を行うこととしても、なお不測の事態等により、トラブルや事故が発生する場合があります。その場合も、円滑に解決がなされるよう、次のルールを設ける。

### (1) 漁船保険への加入

- 双方の漁船は、衝突事故等、不測の事態に備えるため、一定の補償水準を担保した漁船保険に加入することを推進する。
- また、海上における衝突等の事故が起き、賠償が必要な場合は、双方の漁業者団体が責任を持って協力し、適切に解決ができるようにする。
- 双方の関係当局は漁船船主責任保険（P I 保険）の整備を推進する。

### (2) 漁具トラブルに関するルール

- 特にはえ縄漁業において、縄のもつれや絡みが発生した場合、切断してはならず、やむを得ず切った場合にも必ず漁具を修復する。
- また、このことについて、双方の関係当局及び漁業者団体は、それぞれの漁業者を適切に指導する。

### (3) 事故発生時の連絡・対応窓口などの体制整備

事故やトラブルが発生した際、円滑な事故処理などがとれるよう、

- ① 双方の漁業者間の緊急連絡先を整備する。
- ② 事故処理に関する対応について、双方の漁業者団体間同士で整備する。

III. 双方は、次回の日台漁業委員会において、全てのルールについて実施状況をレビューし、その結果を踏まえ、必要な見直しを行う。

公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決めの適用水域における漁船操業ルール

日台漁業委員会第4回会合  
(2015年3月7日、東京)

日台漁業委員会は、2013年4月10日に署名された「公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決め」の適用水域において、日本及び台湾（以下「双方」という。）の漁業者が遵守すべき操業ルールは以下のとおりとすることについて、討議の結果として一致し、以下の内容が実施されるために必要な措置をとるよう、それぞれの関係当局に通報し、要請する。

## I. トラブルなく操業できるようにするためのルール

### (1) 相互に連絡がとれる体制の確保（無線機器の設置）

双方の漁船は、相互の連絡を可能とするため、一定の出力を備えた無線機器を備えることとし、双方の漁業者間で、引き続き、コミュニケーション上の実務的障害の解決策について検討する。また、トラブルを避けるため、双方の漁船は、操業しているときは、そのことが他の漁船に分かるよう、一定の標識（灯火、旗など）をつけることを考慮することができる。

### (2) 漁具の放棄および持ち帰りの禁止

双方の漁船は、取決め適用水域においてはえ縄等の漁具を放棄してはならず、他の漁船の漁具を持ち帰ってはならない。また、このことについて、双方の関係当局及び漁業者団体は、それぞれの漁業者を適切に指導する。

### (3) マグロ延縄漁業におけるトラブル回避のためのルール

#### ① 八重山北方三角水域

双方は、沖縄の沿岸小型漁船の操業に特別な配慮が必要であることを認識し、八重山北方の三角水域（※）のうち東経124度以東の水域及び東経123度以西の水域については、2015年4月1日から7月31日の間、双方の延縄漁船は、昨年3月10日に漁業者間で合意した昼夜交代ルールにより利用する。

※ 次に掲げる各点を順次直線で結ぶ線によって囲まれる八重山北方の

三角水域

(ア) 北緯24度49分37秒、東経122度44分

(イ) 北緯24度50分、東経124度

(ウ) 北緯25度19分、東経124度40分

#### ② 特別協力水域

双方の漁船は、5月1日から7月31日の間、特別協力水域のうち、北緯26度以北の水域では日本漁船の操業方法で操業し、北緯26度以南の水域では台湾漁船の操業方法で操業する。それぞれの操業方法については、別添の通り。日本側は4月からクロマグロの操業が開始される場合は、このルールを準用すべきと要請し、台湾側はこれを考慮するとした。また、双方は、特別協力水域

(別紙)

特別協力水域における操業方法

[北緯26度以北]

- 1 投縄方向は起点から西向きとし、投縄開始時間は05:00～06:00（日本時間）とする。ただし、2015年5月1日から7月31日までの間は、台湾漁船が夜間に仮に西から東に向けて投縄する場合は、東経125度40分まで投縄することができるが、当日午前09:00（日本時間）までにこの水域内における揚縄作業を完了させ、日本漁船の操業に影響を与えてはならない。
- 2 船間間隔は4マイルとする。
- 3 投縄回数は1回／日とする。
- 4 揚縄終了後は、前回の投縄開始位置に次の投縄開始時間前までに戻る。
- 5 台湾漁船は操業するに当たっては、事前に既に周辺で操業している日本漁船との間で連絡をとることにより、自らの漁船が当該場所で操業可能か否かを確認した上で操業しなければならない。

[北緯26度以南]

- 1 投縄・揚縄時間（台湾時間）：0時（真夜中）に投縄した者は、12時（正午）前に揚げ縄を完了しなければならない。12時（正午）に投縄した者は、24時（真夜中）前に揚げ縄を完了しなければならない。
- 2 投縄操業の基準点及び通報：操業基準点に関し、経度は「度」或いは「半度」を基準とし、緯度は「分」を基準として並んで操業を行う。操業の通報に関し、漁船は操業位置に到達した後共同のチャンネル（9222キロヘルツ）を用いて付近の漁船に周知しなければならない。もし同じ位置ですでに別の漁船が操業のために待機している場合には、遅くきた漁船は前項の原則に基づいて別の位置を探さなければならない。
- 3 投縄方向：一律東西軸で投縄をする。
- 4 投縄距離：東西間の（縄の）距離は30カイリを超えてはならず、南北間の（船の）距離は1カイリとする。
- 5 2015年5月1日から7月31日までの間は、本水域の東限線（東経126度の線）から西側に5マイルの水域内においては、小型漁船の操業に配慮し、はえ縄漁船は、可能な限り投縄を行わないこととする。

## 時事余聞

◇：体制の中心人物がいなくなる組織が俄かにガタガタになる。「おごれる人も久しからず、只春の夜の夢のごとし。たけき者も遂にはほろびぬ」平家物語の冒頭の一節に続く言葉である。生きとし生ける者が、誰もが共通に感じる

ことである。平清盛が平治の乱で源氏を抑えつけたのが一一五九年、源頼朝が平家討伐の兵を起こしたのが一一八〇年、平家一門が滅びたのが一一八五年、平家は栄華のあとわずか五年で歴史から消えた。

◇：集団的自衛権を今国会であげ、後は経済復興にとりかかる安倍政権である。安倍内閣はいつまでも続く訳でない。それを見定めて与党の派閥が復活、横行も始めた。しかし、集団的自衛権がはつきりと憲法を犯した訳ではない。野党や一部の議員が騒ぎ立てているに過ぎない。今度の安全保障法制の狙いも「あくまで我が国の存立を全うし、国民を守るための自衛の措置だけだ」と限定している。具体的には①海外派兵は行わない、②外国の防衛それ自体を目

的とする武力行使は今後とも行わない、③東京防衛は不変、④日本が再び戦争をする国になることはない、⑤集団的自衛権行使の三要件は今迄の考え方とほとんど同じだと強調している。重要な点は体制を修正し、切れない安全保障体制を構築することだ。

◇：国際的平和協力活動では「駆け付け警護」に伴う武器使用等の整備を進める。外国にいる邦人が緊急事態に巻き込まれた場合は、警護活動で救出する法整備を行う、米国を狙って発射された敵弾道ミサイルへの攻撃、有事における地雷除去などを行う、などであるがいずれにしても多くの制約があることも分かる。

◇：大きな利点もある。日本の外交の選択の幅を広げることが可能である。また、集団的自衛権を日本側が行使することで日本は米国と対等の同盟国としての行動をとれる。更に国際社会での発言権も高められるし、国際平和協力の為の国連や地域機構などは本部、司令部、参謀本部などのポストに自衛官が付くことができ、等の利点も考えられる。(K)

## 編集後記

日台民間漁業取決めなどをめぐり、沖繩の沿岸漁業者の尖閣周辺水域における操業は非常に厳しい状況に直面することとなった。今回の日台の協議は、「適用水域での漁業秩序の議論が最優先され、海洋生物資源量の評価や保存などは全く話し合われていない」との上原氏の指摘のとおり、実に多くの課題があります。沖繩漁師側の主張は今後も強く貫くものの、排外的ではなく相手への理解も必要だと述べています。ご三方に深く感謝いたします。

### 「水産振興」第五七三号

平成二十七年九月一日発行

(非売品)

編集兼  
発行人 井上恒夫

発行所

〒104-0055 東京都中央区豊海町五番一号  
豊海センタービル七階

一般財団法人 東京水産振興会

電話 ☎ 三五三三八二一  
FAX ☎ 三五三三八二六

印刷所 (株)連合印刷センター

(本稿記事の無断転載を禁じます)

ご意見・ご感想をホームページよりお寄せ下さい。

URL <http://www.suisan-shinkou.or.jp/>

平成二十七年九月一日発行（毎月一回一日発行）五七三号（第四十九卷九号）